

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公開番号】特開2019-68873(P2019-68873A)

【公開日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2019-017

【出願番号】特願2017-195489(P2017-195489)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月18日(2019.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技の進行を制御する主制御手段と、

演出を制御する副制御手段と、

複数のリールと、

所定数の範囲内において遊技価値を電気的に貯留可能な貯留手段と、

ベットスイッチと、

スタートスイッチと、

操作可能な副操作部材と

を備え、

前記主制御手段は、

内部抽選を行う内部抽選手段

を備え、

前記副制御手段は、

前記副操作部材の操作を遊技者に対して促す演出として操作演出を実行可能であり、

所定の遊技状態であり、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記副操作部材が操作された場合には、前記操作演出の実行を終了し、特定演出を実行し得るよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ自動ベットされておらず、且つ前記貯留手段に前記所定の遊技状態における最大のベット数である特定数以上の遊技価値が貯留されており、且つベット数が0であり、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記ベットスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を終了し得るよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ自動ベットされており、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記ベットスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を継続し、前記特定演出を実行しないよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ前記貯留手段に遊技価値が貯留されておらず、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記ベットスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を継続し、前記特定演出を実行しないよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ自動ベットされており、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記スタートスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行

を終了し得る一方、前記特定演出を実行しないよう構成されていることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

遊技の進行を制御する主制御手段と、

演出を制御する副制御手段と、

複数のリールと、

所定数の範囲内において遊技価値を電気的に貯留可能な貯留手段と、

ベットスイッチと、

スタートスイッチと、

操作可能な副操作部材と

を備え、

前記主制御手段は、

内部抽選を行う内部抽選手段

を備え、

前記副制御手段は、

前記副操作部材の操作を遊技者に対して促す演出として操作演出を実行可能であり、

所定の遊技状態であり、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記副操作部材が操作された場合には、前記操作演出の実行を終了し、特定演出を実行し得るよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ自動ベットされておらず、且つ前記貯留手段に前記所定の遊技状態における最大のベット数である特定数以上の遊技価値が貯留されており、且つベット数が0であり、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記ベットスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を終了し得るよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ自動ベットされており、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記ベットスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を継続し、前記特定演出を実行しないよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ前記貯留手段に遊技価値が貯留されておらず、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記ベットスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を継続し、前記特定演出を実行しないよう構成されており、

前記所定の遊技状態であり、且つ自動ベットされており、且つ前記操作演出が実行されている状況において、前記スタートスイッチが操作された場合には、前記操作演出の実行を終了し得る一方、前記特定演出を実行しないよう構成されていることを特徴とする遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

遊技の進行を制御する主遊技部（例えば、主制御基板M）と、

演出を制御する副遊技部（例えば、副制御基板S）と

を備え、

遊技機に電力が供給開始されてから主遊技部のプログラムが起動するまでの時間は、電源断が発生してから遊技機への電力の供給が終了するまでの時間よりも長時間であるよう構成されており、

遊技機に電力が供給開始されてから主遊技部のプログラムが起動するまでの時間は、遊
技機に電力が供給開始されてから副遊技部のプログラムが起動するまでの時間よりも長時
間であるよう構成されている
ことを特徴とする遊技機である。